相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県伊香郡余呉町大字池原一六〇九番地、最後の住所滋賀県大津市御幸町一番五六号　被相続人　亡　菅田　忠三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十八日

事務所滋賀県大津市島の関一番一〇号中央団地ビル八号二階鳩の海法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩崎　敏郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市左京区松ヶ崎海尻町一四番地の八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　永田　憲二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十八日

京都府京都市中京区丸太町通烏丸東入光リ堂町四二〇　京都インペリアルビル五階

洛新法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野澤　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区浜寺諏訪森町東二丁一七七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福岡　一裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十八日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市平野区平野上町一丁目八番地、最後の住所大阪市浪速区桜川二丁目四番六号青風ハイツ五〇一号　被相続人　亡　田口　昭美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十八日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階

相続財産管理人　宮岡　恒子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県大府市大東町一丁目二九五番地、最後の住所大阪府堺市中区新家町一番地一二新家町一番館一〇三号　被相続人　亡　神谷　元治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十八日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル五階

相続財産管理人弁護士　市川　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市下野町三三九七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　尾道　正春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十八日

広島県竹原市中央四丁目八番七号

相続財産管理人　杉田　求

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字大津島二一八三番地、最後の住所山口県周南市孝田町一番三八号　被相続人　亡　中嶽　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十八日

山口県周南市岐山通二丁目一五番地

相続財産管理人　佐野　直子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十三年二月二十八日

一、墳墓等所在地　東京都江東区清澄三―四―六

一、墳墓等の名称　臨川寺境内地墳墓　合計四基

一、死亡者の本籍及び氏名　①東京都猿江裏町家田のぶ、家田豊和、家田善太郎　②埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸　折原庄助、折原とよ、折原庄一　③本籍不詳　松丸八重子、松丸正子、松丸一郎　④山梨県北巨摩郡白州町原　渡邊八重子　東京都墨田区東墨田　渡邊知恵子

一、改葬を行おうとする者　東京都江東区清澄三―四―六　宗教法人臨川寺　藤田　宗光

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十三年二月二十八日

一、墳墓等所在地　①東墓所　中川家　齋藤家　吉田家　千村家　千村家　中里家　富田家　望月家　武田家　中島家　澤口家　石川家　宮崎家　五十嵐家　土屋家　岡野家　小林家　石井家　田崎家　松岡家　佐藤家　袖山家　戸村家　伊藤家　小島家　松本家　正木家　志村家　杉田家　北岡家　雪田家　柴田家　釜家　並木家　市川家　石井家　後藤家　平田家　稲垣家　岸家　得田家　高橋家　松嶋家　速見家　中村家　小林家　鈴木家　尾上家　小澤家　大島家　櫻井家　梅沢家　荻野家　野向家　青木家　新川家　栃木家　沖山家　箕輪家　片山家　大嶋家　小宮家　石井家　他不詳墓六基

②西墓所　伊藤家　枝家　木村家　石井家　吉江家　藤井家　玉井家　子安家　板倉家　野村家　中川家　大和田家　村田家　青木家　山田家　田中家　田中家　小出家　水岡家　西山家　井上家　渡辺家　他不詳墓一基

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都江東区平野一丁目一四番一〇号　宗教法人善應院　住職　鈴木　隆泰

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年二月二十八日

一、墳墓等所在地　愛知県額田郡幸田町大字久保田字上ノ山四一番地

一、墳墓等の名称　聞入寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県額田郡幸田町大字久保田字上ノ山五四番地　清算法人　聞入寺　清算人　芦谷　文成

無縁墳墓等改葬公告

寺院整理の予定により、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年二月二十八日

一、墳墓等所在地　大阪府岸和田市下野町二丁目一番五号

一、墳墓等の名称　中山寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府岸和田市下野町二丁目一番五号　宗教法人中山寺　代表役員　安井　昭雄

（連絡先）浄土宗宗務庁内　浄土宗総務局　（〇七五）五二五―二二〇〇（代表）